

令和6年第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和6年6月28日(金)

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 保健福祉部長兼感染症対策監 古岡 昇
地域保健課医療参事 本田 和枝

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 口腔保健等について</p> <p>(一) 障がい者(児)の歯科受診における現状と課題について</p> <p>口腔保健等に関し、特に障がい児者の対応について伺います。障がい者歯科診療で取り分け困難が伴うのは、知的障がいや発達障害を抱えている人であると言われております。見通しが持てないことに加えて、感覚過敏等によってパニックを起こしやすく、一般の歯科医療機関では「安全が確保されない」として受診を断られるケースもあると聞いております。</p> <p>知的障がいをはじめ、障がい児者が歯科受診に困難が伴う現状について、道の認識をまず伺います。</p> <p>(二) 北海道障がい者歯科医療協力医制度登録者数等について</p> <p>そうした状況に鑑みて、道では、障がいのある人が地域で歯科医療を受けられるように、北海道歯科医師会に委託して「北海道障がい者歯科医療協力医制度」、これが2005年度から実施されております。</p> <p>協力医制度に登録されている協力歯科医数の推移について、5年前と直近との比較でまずお示しください。</p> <p>また、1人も協力歯科医がいない市町村数も併せて伺います。</p> <p>(三) 制度の効果と改善点について</p> <p>この歯科医療協力医が104市町村にいないわけで広域対応になるということで、大変厳しい状況なんだと思います。</p> <p>2005年度実施から、今年で20年が経過するわけですが、施策効果と改善点についての、道の認識伺います。</p>	<p>(地域保健課医療参事)</p> <p>障がい者の歯科受診についてでございますが、通常、障がいのある方の歯科医療は、治療を受ける姿勢や全身管理など、配慮が必要となりますが、特に、知的障がいのある方は、歯科診療室に入れない、または、歯科治療を嫌がるといった特性が認められることから、不安を軽減させるための種々の調整が必要となり、受入れが困難になるケースもあると承知しております。</p> <p>(地域保健課医療参事)</p> <p>北海道障がい者歯科医療協力医の状況についてでございますが、令和元年4月現在、265名に対し、令和5年4月現在、232名と、33名が減少しております。</p> <p>また、障がい者歯科医療協力医がいない市町村数は、令和元年4月の、100市町村に対し、令和5年4月には、104市町村となっており、歯科医師の高齢化や後継者不足などにより、歯科医療機関自体が減少の傾向にあるほか、コロナ禍にて、研修の受講が難しくなったことによる新規や更新研修受講者の減少などと考えております。</p> <p>(地域保健課医療参事)</p> <p>道の協力医制度についてでございますが、道と歯科医師会から指定された歯科医療協力医は、地域における障がいのある方のかかりつけ医として、歯科治療はもとより、予防処置や歯科相談に対応しているほか、歯科保健センターや大学病院との病診連携を行っており、障がいがある方への必要な歯科保健医療サービスの提供に繋がっているものと認識しております。</p> <p>一方で、歯科医療協力医がいない地域においては、歯科医療協力医がいる近隣の自治体や、距離のある歯科保健センター等への通院が必要となることもあり、時間的、経済的な負担が生じることから、本年3月に策定した歯科保健医療推進計画に基づき、歯科医師等の確保と資質の向上を図ることとしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 道による制度周知の取り組みについて</p> <p>これ、急ぎ取り組んでいかなければいけないですけど厳しいですね、これも。それで、20年経過したわけですけど、道民周知の方は十分なのか疑問が生じることがありました。実は知られていなかったんですね。道ではこれまで、制度周知にどのように取り組んできたのでしょうか。</p>	<p>(地域保健課医療参事)</p> <p>制度の周知についてでございますが、道では、平成17年度の制度創設以来、制度の概要に関するリーフレットを保健所や市町村、障がい者団体、養護学校などに配付し、周知を図ってきているほか、バリアフリーなど施設設備の情報や対応が可能な障がいの範囲などの情報を、道及び本事業を委託する北海道歯科医師会のホームページに掲載するなど、障がいのある方々が適切に歯科保健医療サービスを受けられるよう制度の周知に努めてきたところでございます。</p>
<p>(五) より分かりやすい情報発信について</p> <p>それだけでは十分ではないと思うんですね。それで私も日本共産党道議団として調査を行った大阪急性期・総合医療センター障がい者歯科では、全体の3分の2以上が知的・精神障害で、他の医療機関からの積極的な紹介を受けて、全身麻酔等の専門治療から口腔予防など幅広い治療を行うことが可能であって、特に重度の障がい者を対象としています。</p> <p>国においても「歯科医療機関の機能の見える化を図ることも重要」と強調しておりまして、重度障害があっても受診が可能かどうかなど、分かりやすい情報の発信というのは制度周知により効果的と考えるわけですけど、どのように取り組むお考えでしょうか。</p>	<p>(地域保健課医療参事)</p> <p>効果的な情報発信についてでございますが、道では、障がいに係る歯科医療機関の機能や対応が可能な障がいの範囲、診療設備に関する情報を判りやすく情報提供することが、歯科医療機関の選択に当たり重要と考えておりまして、これらの情報を道及び道歯科医師会のホームページに掲載し、円滑な歯科受診につながる情報発信に努めているところでございます。</p> <p>引き続き、相談業務を担う保健所や市町村への制度周知の徹底や道民向けの SNS などを通じ、制度の周知など情報発信に努めてまいります。</p>
<p>(再) - (五) より分かりやすい情報発信について</p> <p>20年もある制度なのに、札幌市内の人からは「全く知らなかった」という声が届けられたんですね。それで歯科医師会のホームページにアクセスするというのはなかなか難しいところなんです。それで実際ですね、知らない方がいた札幌で、療育手帳の申請時など必要と思われる方への周知が行われていないことがわかりました。この制度の存在も知らずに、受診がわからないと、歯科受診に困難を抱えていて受診できていなかったという当事者の方からの声が寄せられたわけです。一方、旭川市では、歯科医師会が作成したリーフレットを配布して周知を進めていると聞いております。事業は確かに委託なんですけれども、道自身に制度周知の役割があると思うんですけども、もう少し強めていただけませんか。</p> <p>使えれば大変良い制度なので、周知をしていただきたいと思えます。</p>	<p>(地域保健課医療参事)</p> <p>効果的な情報発信についてでございますが、道としては、障がいのある方が適切に歯科保健医療サービスを受けられるよう、相談業務を担う保健所や市町村に対しては、定期的に配信しているメールマガジンを活用するとともに、保育所・小学校、障がい者施設などに対しては市町村等の協力もいただきながら周知を図るほか、道民向けには SNS を活用するなど、一層の制度周知に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 当事者のニーズ把握について しかしながら、課題があるということで、制度の改善に向けて、道は歯科医師会をはじめ当事者団体等のニーズ把握および意見交換はどのように行ってきたのでしょうか。</p> <p>(七) 協力歯科医増加に向けた取り組みについて 努力をされていることはわかりました。 しかし、根本問題としてですね、歯科医師数全体の減少に伴い、協力歯科医も減少している中で、協力歯科医を増やすための取組を道としてどう取り組んできたのでしょうか。 協力歯科医が減少している下では、現状の取り組みの分析とアップデートが必要となると考えるわけです。この認識と改善点についても併せて伺います。</p> <p>努力の結果を見せていただきたいと思います。</p> <p>(八) 歯科診療報酬の拡充について 私、先ほど紹介した大阪急性期・総合医療センター障がい者歯科の大西智之主任部長にお話を直接伺うことができました。著しく歯科診療が困難な障がい者に対する治療行為の歯科診療報酬上の加算が低くて、一般の歯科医療機関が積極的に治療に参加できないという現状を伺ってきました。高いスキルで、麻酔をかけないで治療をできるようにすればするほど診療報酬が得られないわけですよね。そうした矛盾を抱えておりました。 道は、国への要望の中で、診療報酬の拡充を国に求めてきておりますが、障がい者歯科医療の現状を踏まえますと、歯科診療報酬の増額に向けた具体的要望をですね、しっかりと項目に挙げて国に行うべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>私ども、直接治療しているところを見せていただいたんですけども、専門的なスタッフがたくさん関わることによって、麻酔をかけずに上手に誘導してですね、抑制も最小限で治療を受けている方がいらっしゃいました。 そうすればするほど診療報酬が高くないという矛盾のなかで頑張っておられるわけですけども、障がい者特性を踏まえて増額要求を実現していただきたいというふうに思います。</p>	<p>(地域保健課医療参事) 制度に係るニーズの把握についてでございますが、道では、障がい者歯科治療に携わる学識経験者や関係団体等で構成する障がい者歯科医療協力医審査委員会を毎年3回開催し、研修の企画や協力医の指定・更新のほか、現状や課題の共有、その解決策について、継続的な検討を行っております。 また、地域においても障がい者の口腔の健康の保持増進を図るため、道立保健所において、障がい者支援施設等の関係者による連絡会議を開催し、障がいのある方や施設職員の意見を伺うほか、難病など在宅療養されている方に対しては、ご自宅を訪問して口腔の状況を確認して、必要な医療につなぐなど、ニーズの把握に努めております。</p> <p>(地域保健課医療参事) 歯科医療協力医の養成についてでございますが、道では、障がいのある方ができるだけ身近なところで必要な歯科保健医療サービスを受けられるよう、歯科医師会と連携し、歯科医療協力医確保のために会員誌やホームページを通じた周知や働きかけを行ってきたところでございます。 高齢化や後継者不足などにより、歯科医療機関自体が減少の傾向にあり、今後、障がい者歯科医療協力医の減少も見込まれていることから、道として、新たな歯科保健医療推進計画に定める歯科医療協力医等のいる市町村数90以上に向け、特に、歯科医療協力医が不在の地域を中心に歯科医師等への周知や働きかけをより一層強めてまいります。</p> <p>(地域保健課医療参事) 診療報酬についてでございますが、歯科医療機関は、公定価格で運営され、サービスの価格を転嫁できないことから、道では、昨今の物価高騰を適切に診療報酬に反映するよう国に対し要望してきたところでございます。 こうしたなか、令和6年の診療報酬改定では、歯科診療時に特別な対応が必要な患者評価の見直しがなされ、人口呼吸器を使用している状態で歯科治療に管理が必要な方や強度の行動障害状態にあり、歯科診療に協力が得られない方など歯科診療特別加算の対象が一部拡充されたところでございます。 今後とも、障がい者歯科医療協力医審査委員会をはじめ、協力歯科医、関係団体のご意見も伺いながら、障がいがある方の歯科診療への配慮に応じ、診療報酬の充実が図られるよう国に要望するなど適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九) 障がい者歯科医療の充実に向けた取り組みについて</p> <p>北海道歯科保健医療推進計画では、障がい児者、要介護者への歯科保健医療の推進が掲げられておりますけれども、現状では国が推進する「かかりつけ歯科医」に障がい者がたどり着くこと自体が困難な実態が改めて浮き彫りになりました。</p> <p>特に北海道では、広域対応ということで本当にかかりつけ医になっていたただけのかどうか、そこまでたどり着くのが難しい状況だと思います。</p> <p>計画には障がい者と「かかりつけ医」に関連する記述はあるんですけども、制度周知にとどまっております。更なる周知はもとより、当事者のニーズ把握等を行って、計画をより充実させる必要があります。今後ですね、実際に治療に結びつくように、具体的にどう取り組んでいくのか、部長の見解を伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>口腔保健は寿命にも関わる重要な問題ですので、ぜひこのところはしっかりと取り組んでいただきますよう指摘をしておきます。</p>	<p>(保健福祉部長兼感染症対策監)</p> <p>今後の障がい者歯科保健医療対策についてでございますが、道では、本年3月に策定をいたしました「歯科保健医療推進計画」に基づき、障がいのある方が、できるだけ身近なところで必要な歯科保健医療サービスを受けられるよう、歯科治療、相談に対応する障がい者歯科医療協力医を養成するほか、道立保健所における障がい者支援施設への口腔ケア支援の取組や関係団体と連携した人材育成など、障がい者の歯科保健医療対策を進めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、制度の周知徹底を図りますほか、道立保健所を通じ、障がいのある方や、施設等で支援に当たる職員の方々のニーズ把握に努めるとともに、歯科保健医療関係者で構成する歯科口腔保健推進協議会でのご意見を伺いながら、障がいのある方も含め、全ての道民の健康の維持、増進が図られるよう総合的な歯科保健医療対策を進めてまいります。</p>